

公的研究費の適正使用に関する行動規範

かなざわ食マネジメント専門職大学（以下、「本学」という。）をはじめとする各大学における学術研究は、社会からの信頼と負託によって支えられている。従って、公的研究費の不正使用は、その信頼と負託を大きく損なうものであり、その影響は本学だけに止まらず、公的研究費に係る助成制度そのものに悪影響を与える等、我が国全体の学術研究の発展の妨げにもなりかねないものである。このため、本学の公的研究費の運営・管理に関与する教職員を対象として、次のとおり公的研究費の適正使用に関する行動規範をここに定める。

1. 教職員は、公的研究費が大学の管理する公的な研究資金であることを認識し、説明責任を果たせるよう、計画的かつ適正な使用に努めなければならない。
2. 教職員は、公的研究費の使用に当たり、関係する法令・通知及び本学が定める規程等、並びに事務処理手続き及び使用ルールを遵守しなければならない。
3. 教職員は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
4. 教職員は、公的研究費の使用に当たり取引業者との関係において国民の不信や疑惑を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
5. 教職員は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。
6. 教職員は、研究費等の不正使用が疑われる場合は、速やかに相談窓口に通報しなければならない。